



建設業許可申請（各種変更届含む）・経営事項審査申請の場合

1

郵送の場合

<送付先>

〒540-8615

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 建設産業第一課 宛て

HP上のラベルを印刷してご利用ください。

◎ **書留等記録の残る配達方法にて送付してください。**

◎ 「**受付印**」について

① 「許可申請（各種変更届含む）」の副本への受付印

副本（申請様式1枚目※のコピーのみ）・返信用封筒（切手貼付・返送先記載のもの）を同封してください。

※申請の場合：様式第1号のコピー ※変更届出の場合：様式第22号の2（決算変更届は別紙8）のコピー

返信用封筒が同封されず、提出のみいただいた副本は、一定期間（3ヶ月程度）経過後、処分致します。

② 「経営事項審査」の受付印希望の場合について

「副本への押印」か「ハガキへの押印」いずれかを選択してください。
（両方選択は不可）

【副本への押印の場合】

副本（申請書様式1枚目※のコピーのみ）に押印希望の場合は、返信用封筒（切手貼付・返送先記載のもの）を同封してください。

※様式第25号の14のコピー

【ハガキへの押印の場合】

ハガキに受付印をご希望の方は、**受付印通知用はがき**（切手貼付・返送先等必要事項記載のもの）を同封してください。

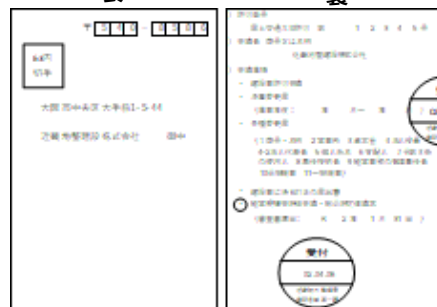
HP上のハガキ様式をご利用ください。

【注意】

ハガキでの受付印を希望の場合、経審申請書副本を同封いただいても、受付押印・返送致しません。一定期間（3ヶ月程度）経過後、処分致します。

◎審査中、問い合わせをさせていただくことがございますので、申請書の副本・控えは保管してください。

ハガキの場合のイメージ
表 裏





2

持参の場合

大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 建設産業第一課（閲覧室ではございません）

▼受付時間 午前9時30分～12時00分 午後1時00分～4時30分

◎各種申請書の副本（申請書1枚目のコピー）に受付印を押印しお返ししますので、ご持参してください。

◎受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。
専用受付窓口はございませんので、混雑する際には、お待ちいただくこともございます。時間に余裕をもってお越しください。
※郵送による申請にご協力をお願いいたします。

◎入館には免許証等身分を証明する書類が必要となります。

◎駐車場は数に限りがございますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

◎審査中、問い合わせをさせていただくことがございますので、申請書の控えを保管してください。

【お願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間、「**郵送**」による申請を原則とさせていただいております。皆様のご理解と御協力をお願い致します。

【問合せ先】

近畿地方整備局 建政部建設産業第一課
建設業許可担当
経営事項審査担当

電話 06-6942-1141（代）